

15 就学指導について

1 就学先を決定する上での基本となる考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、当該児童生徒等がその年齢、能力、及びその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じることが必要です。

2 就学先決定に当たり、留意すること

就学先の決定においては、より良い就学のために何が必要かといった具体的な支援内容・方法を、早期から相談を行い、保護者や対象児の意見を可能な限り尊重した上、総合的な判断をしていきます。また、就学後の教育支援についても十分に検討し、定期的に見直していく必要があります。

① 就学手続きの見直し

- ・就学の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定。
- ・障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備。
- ・区域外就学に関する規定の整備。
- ・保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大。

② 教育支援

- ・早期からの一貫した支援の重要性や市町村教育委員会の就学手続きにおけるモデルプロセスの把握。
- ・障害種毎の障害理解や具体的な配慮観点。
- ・保護者への十分な情報提供。

3 特別支援学校と特別支援学級による指導の対象者（児童生徒）の就学基準

特別支援学校、特別支援学級のいずれの場合も、以下の表に掲げる障害の種類と程度、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向や専門家の意見等を総合的に勘案して、市町村教育委員会が適切な就学先を決定することになります。また、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度や適応の状態等を勘案しながら、柔軟に転学することができます。

	特別支援学校(学校教育法施行令 22 条の 3)	特別支援学級(25 文科初第 756 号)
肢 体 不 自 由 者	一肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの。
病 弱 者	一慢性の呼吸疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。 二身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの。	一慢性の呼吸疾患、その他疾患の状態が、持続的、又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの。 二身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの。

4 就学指導に基づいた教育支援の具体

① 肢体不自由の児童生徒

知的障害のある場合は、指導内容を精選・工夫し、知的障害教育の指導内容を取り入れ、障害による学習上、または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（自立活動）を中心とした働き掛けをするケースがあります。

知的障害のない児童生徒には、小学校・中学校・高等学校と同様の教科指導等のほかに「自立活動」の時間を設け、歩行や衣服の着脱等の日常生活に必要な基本動作の向上やコミュニケーション能力を育てる指導を行います。学習やコミュニケーション能力の向上のために、児童生徒の障害の状態に応じて、スイッチを押すことにより、意思表示ができる器具やパソコンタブレット型情報端末の活用を図ることも必要です。

また、高等部では、大学等への進学や一般企業等への就職を目指した指導を行う等、生徒の進路に応じた指導に力を注ぐことも大切です。

② 病弱・身体虚弱の児童生徒

児童生徒等の健康状態により、授業時数を制約する必要がある場合には、指導内容を精選し、基礎的・基本的事項に重点を置いて、各教科等の関連を図る工夫をします。

児童生徒が自分の病気を理解し、病気の状態を改善したり、悪化させないようにするために、専門の医師の助言を受けながら、生活を自ら管理する力を養っていく指導を行います。

移動や身体活動に制限のある児童生徒に対しては、学校と病院内の学級との間で情報機器を用いた双方向授業を行うことも有用です。ベッドサイドで様々な学習が可能となるように工夫することが大切です。

高等部では、健康状態に留意しながら、卒業後の社会的自立に結び付くような学習内容を精選し、関係機関と連携して、進学や就労に向けた指導も行います。また、一人一人の進路についての指導を病院と連携しながら、定期的に行うことも必要です。

5 就学指導の1年間の流れ

〈一般的な就学相談のスケジュール及び留意事項〉

月	スケジュール	留意事項
4	① 就学について知る	◇1年のスタート時点では、就学に関する連絡が、滞らないような配慮が必要です。
5	② 市町村教育委員会への連絡	
6	③ 学校見学や市町村の就学相談への申し込み	◇特別支援学校の見学会の日程が分かり次第、必要な方には情報を提供します。 ◇就学相談のことは、県や市の広報誌に掲載される場合があります。
7		
8	④ 市町村の就学相談会	◇希望がはっきりしている場合、児童生徒の成長を見通して、「○○学校を希望します。」と伝えることができます。
9		

月	スケジュール	留意事項
10 11 12	⑤ 就学時健康診断	<p>◇この時点では、就学先の学校が決定していません。最寄りの小学校で健康診断を受けます。</p> <p>◇保護者の希望と県・市の就学指導審議会の審議結果が、違ってしまうケースがあります。この際、保護者に意向を確認しなければなりません。</p>
1 2 3	⑥ 就学通知 ⑦ 就学予定校 教育相談・一日入学	<p>◇この通知を持って、就学先の決定となります。(教育委員会からの連絡)</p> <p>◇就学予定校の教育相談、または一日入学があります。入学後の学習や生活を想定して、お話をすると良いと思います。</p>

【参考】就学先決定の流れ（文部科学省イメージ図）

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

